

ねんきんコーナー

「日本年金機構」が来年1月1日からスタート

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします

国民の皆さまの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所内の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。

日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または、

働省または日本年金機構の名義でご案内させていただきます。国民の皆さま方に何らかの手続きをさせていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。

国民年金保険料が納付困難な方へ

国民年金免除の申請をお勧めします

昨年度から、これまでの免除申請状況や前年の所得状況など一定の条件により抽出した方々に対し、免除申請にかかる案内文書をお送りしています。

受け取られた方は同封の申請書（ハガキ様式）に必要事項をご記入いただき、郵便ポストに投函するだけで申請が

可能となっています。

全額免除・納付猶予が一度承認された方が、翌年度以降引き続き全額免除・納付猶予の申請をご希望の場合は、翌年度からの申請手続きが不要となり、申請し忘れがなくなるとも便利です。

ただし、ご本人の希望や審査の結果で、保険料の一部免除となった場合は、そのつど申請手続きが必要です。

お問い合わせ

大方総合支所

住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀総合支所

総務課 住基戸籍係

☎ 55-3701 (直通)

高知社会保険事務局

幡多事務所

☎ 34-1616



支給対象者のみなさまへ

平成21年10月15日 厚生労働大臣 長妻 昭

お詫び 子育て応援特別手当(21年度版)の執行停止について

皆様にお詫びを申し上げます。

子育て応援特別手当(平成21年度版)に関しまして、その趣旨を活かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設など、子育て支援策を強力に推進するため、執行を停止させていただくことといたしました。

この子育て応援特別手当(平成21年度版)では、本年度において小学校就学前3年間に属するお子様一人あたり、3万6千円を支給することになっていました。支給対象者の皆様をはじめ、多くの方々に変なご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。私どもといたしましては、安心して子どもを育てられる社会の構築に向けて、より一層の努力を続けてまいります所存でございます。今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。